

各施設における受動喫煙防止対策について

健康増進法の改正により令和2年4月から、2人以上の方が出入りする施設は**原則屋内禁煙**です。
例外として屋内での喫煙を認める場合には、**基準を満たした喫煙室**を設置する必要があり、違反した場合は**罰則等**が適用されることがあります。

施設の種類

喫煙可能エリアの範囲

喫煙可能エリアの飲食可否

①飲食店以外の第二種施設

- ・事務所 ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・旅客運送先般
- ・鉄道
- ・その他すべての施設

店の全体

設置不可
店の全体を喫煙可能にすることはできません

店の一部

- ①喫煙専用室
又は
- ②加熱式たばこ専用喫煙室

②飲食店

(③、④に該当しない飲食店)

店の全体

設置不可
店の全体を喫煙可能にすることはできません

店の一部

飲食不可

- ①喫煙専用室

飲食可

- ②加熱式たばこ専用喫煙室

③既存特定飲食提供施設に該当する飲食店

以下の3つの条件をすべて満たす施設

- ①令和2年4月1日時点で営業している
- ②客席面積100㎡以下
- ③資本金または出資の総額5千万円以下

店の全体

- ④喫煙可能店

店の一部

飲食不可

- ①喫煙専用室

飲食可

- ②加熱式たばこ専用喫煙室
又は
- ③喫煙可能室

④喫煙を主目的とするバー・スナック等

以下の3つの条件をすべて満たす施設※1

- ①喫煙する場所の提供を主たる目的としている※2
- ②通常主食と認められる食事を自前で調理して提供していない
- ③たばこ事業法によるたばこの対面販売（出張販売を含む）の許可を取得している

※1 ③の要件も満たす場合、③を選択することも可能です

※2 飲食目的である一般的な居酒屋やレストランは該当しません

店の全体

- ⑥喫煙目的店

店の一部

飲食不可

- ①喫煙専用室

飲食可

- ②加熱式たばこ専用喫煙室
又は
- ⑤喫煙目的室

喫煙室を設ける場合に必要要件

①喫煙専用室

- ・喫煙のみ可能
- ・室内での飲食等不可
- ・たばこの煙の流出を防ぐ技術的基準 ※1を満たす必要あり
- ・20歳未満の室内への立入禁止 ※2
- ・標識の掲示が必要(店舗出入口と喫煙室出入口)※3



②加熱式たばこ専用喫煙室

- ・加熱式たばこのみ喫煙可能
- ・室内での飲食可
- ・たばこの煙の流出を防ぐ技術的基準※1を満たす必要あり
- ・20歳未満の室内への立入禁止※2
- ・標識の掲示が必要(店舗出入口と喫煙室出入口) ※3



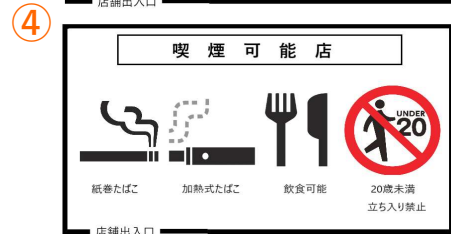
③喫煙可能室

- ・喫煙可能
- ・室内での飲食可
- ・たばこの煙の流出を防ぐ技術的基準※1を満たす必要あり
- ・20歳未満の室内への立入禁止※2
- ・標識の掲示が必要(店舗出入口と喫煙室出入口) ※3
- ・保健所へ「喫煙可能室設置施設届出書」※4の提出が必要



④喫煙可能店

- ・喫煙可能
- ・室内での飲食可
- ・煙が流出しないよう、壁、天井等により区画する必要あり
- ・20歳未満の室内への立入禁止※2
- ・標識の掲示が必要(店舗出入口)※3
- ・保健所へ「喫煙可能室設置施設届出書」※4の提出が必要



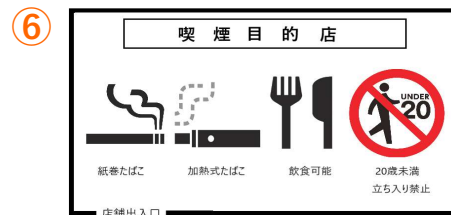
⑤喫煙目的室

- ・喫煙可能
- ・室内での飲食可
- ・たばこの煙の流出を防ぐ技術的基準※1を満たす必要あり
- ・20歳未満の室内への立入禁止※2
- ・標識の掲示が必要(店舗出入口と喫煙室出入口)※3



⑥喫煙目的店

- ・喫煙可能
- ・室内での飲食可
- ・煙が流出しないよう、壁、天井等により区画する必要あり
- ・20歳未満の室内への立入禁止※2
- ・標識の掲示が必要(店舗出入口)※3



※1 たばこの煙の流出防止に必要な技術的基準

喫煙室を設ける場合は、以下の3つの基準をすべて満たさなければなりません。

- (1)喫煙室の出入口において、喫煙室に向かって0.2 m毎秒以上の空気の流入があること。
- (2)たばこの煙が喫煙室から禁煙エリアに流出しないよう、壁や天井等によって区画されていること。
- (3)換気扇などでたばこの煙が屋外又は外部に排気されていること。

※2 喫煙室には、お客さんや従業員（アルバイト等）を含め20歳未満の者を立ち入らせてはなりません。

※3 施設の出入口、喫煙室の出入口に標識を掲示しなければなりません。

利用者がお店に入らなくてもお店の喫煙状況がわかるように、店内に喫煙室があることや、20歳未満の人は立入禁止である旨などを、わかりやすく掲示しなければなりません。標識は厚生労働省や鳥取県のウェブサイトからダウンロードできます。

※4 「喫煙可能室設置施設届出書」の提出については、鳥取県のウェブサイトをご確認ください。

（お問合せ先）

県庁健康政策課 電話 0857-26-7194

中部総合事務所（倉吉保健所）電話 0858-23-3143

鳥取市保健所 電話 0857-30-8585

西部総合事務所（米子保健所）電話 0859-31-9318



鳥取県
ウェブサイト

令和7年5月作成